

第22期第8回海区漁業調整委員会議事録

1 日時・場所

令和4年5月26日（木）午後1時30分～午後3時00分
秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

2 出席者

委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、
工藤 義彦、伊藤 公男、杉本 勇助、大竹 敦（出席9名）

事務局・秋田県

事務局長（水産漁港課長）：阿部 浩樹
事務局：斎藤 和敬、藤田 英博、保坂 芽衣、高橋 佳奈
農林水産部水産漁港課：長谷部 寛人、三田村 学歩、山田 美沙登

3 議事事項

- (1) まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- (2) くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について（諮問）
- (3) 令和4年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について（協議）
- (4) 新潟・山形・秋田3海区連絡協議会について（協議）
 - ① 照会事項について
 - ② 協議会の出席者について
- (5) その他
 - ① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について
 - ② 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について
 - ③ 漁業権切替・知事許可漁業更新に係る現地調査等について
 - ④ その他

4 開会・あいさつ

○事務局（斎藤）

それではご案内の時間になりましたので、ただ今より、今年度第1回目となります第22期第8回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

出席委員9名、欠席委員1名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長から、ご挨拶をお願いします。

○加藤会長

本日はお忙しいなかご出席いただきましてありがとうございます。県の体制も課長

以下ちょっと変わったようでございますけども、後ほど紹介があると思います。

今日はすごくいい天気ですけども、39年前の今日もこのような天気です。正午にマグニチュード7.7の日本海中部地震が発生しました。ちょうど今頃はその時刻ですからいろんな情報が錯綜しながら全県各地で大騒ぎしていたころではなかったかなあというふうに思います。

特に男鹿から八森にかけての沿岸部が津波でかなりやられまして、漁港はもちろんでありますけども、漁船もあの当時流されたり、あるいはまた壊されたり650隻ばかり影響を受けたというふうにいわれております。損害的には83名、全体の被害額が約1,500億円と言われております。

あの日の5月26日からこの日は県民防災の日として定められて、それぞれいろんな訓練などをしておりますけども、いずれにしても県民の防災意識が高まっていかなければ、また長い期間の中で忘れ去られていくと、また起こる可能性がありますので、常に備えていかなければならないと思います。

また明後日から2日間にわたって、八橋運動公園にて東北絆祭りが開催されるようがあります。これは2011年の東日本大震災後、あの震災の復興と鎮魂を祈って、開催された六魂祭から続いておりますけども、いずれにしても東北全体にこの震災を残していくという強いメッセージが込められていると思います。ただ残念ながらいまコロナ禍でありますので、東日本大震災では2万2千人ばかりの死者でしたけれどもすでにコロナでは3万人以上死んでいます。そういう厳しい状況下ではありますけども、2日間のこの祭りがぜひ成功するようにお祈りしたいと思います。

それでは今日も議事進行をお願い致します。

○事務局（斎藤）

ありがとうございました。続きまして、今年度の人事異動で水産漁港課長兼海区漁業調整委員会事務局長が変わりました。阿部水産漁港課長です。

本日は、水産漁港課長としてあいさつをいたします。また、職員の異動もありましたので、挨拶に続いて職員の紹介もさせていただきますので、よろしくお祈りいたします。

○阿部課長

水産漁港課長の阿部でございます。よろしくお祈り致します。

今年度1回目の秋田海区漁業調整委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

まずは本日はお忙しい中、そしてお暑い中、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。また日頃より、本県水産業の振興や漁業調整に対してご尽力いただきまして誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルスの影響であるとか今般の燃油高騰等、世界的にみても社会・経済情勢が厳しい状況にございますけれども、これに加えまして、本県の水産業を取り巻く環境は、ハタハタを始めとする重要魚種の減少、魚価の低迷、加えて後継者不足などの課題が山積しております。

一方、若い漁業者を中心として、加藤会長の地元でもあります岩館漁港内でのサーモン養殖や、漁業者自らが行うオンライン販売等、本県にとって新しい取組も行われるなど、新しい話題も出てきているところです。

養殖については、漁船漁業と異なり、技術が確立されれば、ある程度先を見越せるような経営ができるというメリットがあります。このサーモン養殖については、岩館以外の地区でも実施したいという要望も出てきているところがございます。その広がりに対して県としても大きく期待しているところです。

養殖技術が確立され、商業的・経営的に成り立てば、区画漁業権として漁場設定することとなり、本委員会で諮問させていただくこととなりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、現在の漁業権やほとんどの知事許可漁業は令和5年12月31日で期間が満了し、切り替え・更新を行うこととなります。

漁業法が改正され、初めての切り替え・更新作業となり、水産庁からの指導の下、すでに一部については作業に取りかかっております。今後、委員の方には現地調査、また委員会では、協議などを行って頂くこととなりますので、どうぞよろしくお願ひします。

最後になりますが、秩序ある秋田県漁業を発展させるため、海区漁業調整委員会の皆様には今後とも様々な場面で、ご意見を伺うことがございます。これまでの経験を生かし、公平な立場で漁業調整にご協力していただくこととなりますので、どうぞよろしくお願ひします。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひします。

続いて、職員の紹介をいたします。

職員には、海区漁業調整委員会の事務局職員と、漁業管理班の職員がおり、事務局職員は、漁業管理班も兼務しております。

(事務局職員の紹介及び漁業管理班の職員の紹介)

5 資料確認

(事務局が資料確認)

6 議事録署名委員選任

○議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は大竹委員と杉本委員にお願ひしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○大竹委員、杉本委員

はい。

7 議事

議題1：まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

○議長

それでは議事に入ります。始めに諮問事項「まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群、ずわいがに日本海系群B海域に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料1ですが、事前送付、当日配付それぞれ1枚ずつあります。先に当日配付資料をご覧ください。

告示案を説明する前に当日配付資料の裏面をご覧ください。令和4年7月から管理が開始となる、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群とずわいがに日本海系群B海域の都道府県別漁獲可能量の通知となります。こちらが5月25日付けで農林水産大臣からありました。本県に關係する魚種がこの二つになります。

都道府県別漁獲可能量は、資源評価の結果を基に、過去の漁獲実績を基準として農林水産大臣が数量を定め、各都道府県別に通知されます。

表をご覧ください。まさば及びごまさばの本県に配分された漁獲可能量は現行水準となっており、目安数量は50トン未満です。

本県の漁獲量は、過去3年で100トンを超えており、国の資源評価の結果、令和4管理年度の目安数量は50トン未満となっています。令和3管理年度は100トン未満となっていました。

本県は数量配分ではなく、漁獲努力量を現行水準に維持する管理となります。ですので目安数量の漁獲量を超えたからといって、ペナルティ措置や直ちに操業を制限することはありません。ただし、漁獲量が目安数量を超過する場合は、操業や目的採捕を自粛するなど、漁獲努力量を下げる措置を講じることになります。

次にずわいがに日本海系群B海域ですが、漁獲可能量は20トンと数量が明示されています。令和3管理年度は21トンとなっていました。

本県過去5年の漁獲実績を見ても10トンを超える年はありませんので、十分な配分量と考えられます。

なお、この数量は、知事管理区分（主に小型底びき網漁業）の漁獲可能量であり、大臣許可漁業の沖合底びき網漁業とずわいがにかご漁業は、別途大臣管理区分により配分されます。

事前送付資料の告示案をご覧ください。国の配分通知に合わせて、本県の配分数量を記載した告示案となっております。

説明は以上です。御審議よろしく申し上げます。

○議長

ただいまの諮問について、ご質問はございませんでしょうか。

○議長

令和3年度の目安数量は100トンであったが実績からいって3年間毎年100トン以上の漁獲があったのになぜ50トン未満に変更になったのでしょうか。

○事務局（保坂）

こちらは国の資源評価で毎年資源量を評価しており、その結果に基づいて目安数量が示されます。資源量が令和3管理年度の評価に比べて令和4管理年度に係る評価が下回る数量になってしまったために減ったと水産庁から聞いております。

○議長

直ちにペナルティとか操業停止とか求められないといいながらも枠が下げられることによって、前年度並みに獲った場合、そういう圧力がかかる可能性はないのでしょうか。

○事務局（保坂）

本県の場合、漁獲努力量管理ですので、定置網の操業の隻・日数を定めていますが、目安数量を多少上回っていても、漁獲努力量の隻・日数が資源管理方針に決めている上限を超えなければ同じように操業しても問題ないということになっています。

○議長

直ちに影響がでないと判断しているということですね。

他にご質問ございませんか。なければ、事務局案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声あり）

○議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○事務局（保坂）

（答申案配付後、音読）

○議長

ただいまの事務局の答申案でよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題2：くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について （諮問）

○議長

それでは次に移ります。

議題（2）、諮問事項「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（高橋）

事務局の高橋が説明いたします。よろしくをお願いします。

本日お配りしました、右上に資料2（差し替え）と記載された資料でご説明させていただきます。

それでは、1ページ目をご覧ください。くろまぐろの知事管理漁獲可能量を変更する内容の知事からの諮問です。

（諮問文音読）

農林水産大臣から漁獲可能量の変更通知が2回あり、1回目が3ページの4月26日の通知、2回目が4ページの5月20日の通知で、この二つの通知に合わせた漁獲可能量の変更の諮問となっています。

2回目の通知は、国の方で、追加配分量の計算に誤りがあり、秋田県に小型魚0.6トンがさらに追加配分されています。

続きましては、5ページをご覧ください。これは、今年3月に一部改正した秋田県資源管理方針です。

6 ページの左側のなかほどに小型魚、7 ページの左側下に大型魚の漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準が記載されていますが、小型魚、大型魚とも、本県に配分された漁獲可能量のおおむね95%が配分され、残りのおおむね5%が県の留保になっております。

それでは、前の2 ページに戻りまして、知事管理漁獲可能量の変更の告示案をご覧ください。

表の左が改正後、右が改正前で、変更部分は下線を引いております。右側、改正前の数量は、くろまぐろ小型魚、大型魚ともに令和4年度当初の漁獲可能量として公表しておりました。今回、前年度未利用分の繰り越し分と、国の留保からの追加配分があり、小型魚の当初配分26.8トンに対し、17.7トン追加され、44.5トンとなり、また、大型魚は当初配分31.3トンに対し、7.4トン追加され、38.7トンとなりました。

小型魚の追加配分量が多いことについては、国が大臣管理区分と沿岸漁業間で調整をとり、沿岸漁業に小型魚を優先的に配分したことによります。なかでも、令和3年度漁期の消化率が8割以上の都道府県に対しまして、追加配分として小型魚は一律11.5トンの配分があり、本県はその消化率メリットを受ける対象であることから小型魚の漁獲可能量は増加しました。

大型魚の追加配分につきましては、小型魚と同様、本県に消化率メリットはありましたが、一律1.3トンと小型魚と比較すると少なく、また、国の追加配分の方針が、近年の漁獲実績を勘案した配分方法となっているため、小型魚よりも少なくなっております。

続きまして、知事管理区分への配分数量についてです。枠で囲まれている部分です。

先程お話ししたとおり、配分量のおおむね95%が知事管理区分へ配分されるので、秋田県くろまぐろ（小型魚）が42.2トン、秋田県くろまぐろ（大型魚）が36.7トンとなります。

以上が諮問文についての説明ですが、併せて地区配分について説明させていただきます。

小型魚、大型魚それぞれの地区間の管理方法や配分案につきましては、本委員会の前に県漁協と打ち合わせを行い、おおむねの調整はしてございまして、本委員会終了後に各地区において配分方法に関する説明会を開催する予定です。小型魚及び大型魚の追加配分方法につきましては、国の配分根拠に基づき、繰り越しや譲渡メリット、消化率メリット等項目ごと、昨年度の実績やこれまでの実績比率に基づいて配分する予定です。各地区において配分根拠などをしっかり説明し、漁業者の理解を得た上で、柔軟な資源管理ができるよう、調整してまいりたいと考えております。

最後に資源管理協定について、進捗状況をご報告させていただきます。今年度からくろまぐろに関する定置網漁業及び漁船漁業等の資源管理協定を締結し、海区の諮問を経ずに漁獲枠の融通等、迅速かつ柔軟に運用することとしておりますが、昨年度末に各漁協へ協定への参加の意向を確認し、現在、協定締結に向け、最終的な調整を行っている段階です。今年度から協定制度を運用するため、速やかに準備を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長

ただいまの諮問について、質問等はございますか。

○議長

何かございませんか。

○委員

地区配分も定置網漁業と漁船漁業の協定についても調整が進んでいて、もうすこしと
いうことでしょうか。

○事務局（高橋）

はい。

○議長

地区配分については説明会があるんですね。

○事務局（高橋）

来週から各地区を回って説明する予定です。

○議長

はい、わかりました。

○委員（工藤）

議長、いいですか。

○議長

はい、工藤委員。

○委員（工藤）

定置網漁業と漁船漁業で半分に分けているわけではないですよ？

○事務局（高橋）

分けていません。

○委員（工藤）

以前、県によって定置と漁船漁業の枠を半分に分けられたことがあり、大騒ぎになっ
た。実績を重視して配分するべきだと思う。何も知らない間に配分が決まっており、地
元の漁業者たちは納得していなかった。地区配分については確実に相談していただき
たい。

○事務局（高橋）

各地区において相談させていただきます。

○議長

説明会の中で色々意見が出ると思う。そのなかで県漁協と調整した内容と異なる意見
が出た場合どうするのか。

○事務局（高橋）

来週から各地区を回り説明していく中で、調整がうまくできない場合は全体説明会を
開催する予定です。

○議長

わかりました。まず結論が出るのを我々は見守ることしかできない。

○委員（工藤）

くろまぐろを獲る時期がみんなずれているので、余った枠を海区を通さないで融通で
きることは漁業者にとっては良い。以前は漁業者同士で話をしていました。時期が遅くなれ

ばどうしても時化の影響で海に出られなくなる。余った枠はなるべく早く回して欲しい。そうすれば漁業者は助かる。

○議長

ちゃんと配分する方法が決まれば、それに沿ってやるので順調に進むと思う。その配分を決めることが先決で、いまうまく進んでるということですね。

ほかにございますか。なければこれでよろしいですか。

○委員

(発言なし)

○議長

答申案をお願いします。

○事務局（高橋）

(答申案配付後、音読)

○議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

(「はい。」の声あり)

○議長

答申案が承認されましたので、事務局で手続きをお願いします。

議題3：令和4年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について（協議）

○議長

それでは次に移ります。

議題（3）協議事項「令和4年度秋田・山形両海区のごち網漁業入会操業協定について」、事務局から説明願います。

○事務局（斎藤）

それでは、資料3をご覧ください。

例年のことですが、秋田県と山形県の隣接する海域での、両県のごち網漁業者の、相互入会の協定についてです。

現行の協定は、今月末に期間を終えることとなります。協定は1年更新で、今年度は山形海区が協定の事務を行うこととなっており、資料のとおり、協定の締結について、山形海区会長から秋田海区会長あての文書が届いております。

新たな協定について、核心的な事項である「操業隻数」、「操業海域」、「操業期間」については変更ありません。

協定期間のみの変更で、令和4年6月1日から令和5年5月31日までとなっております。

この協定は、この海域で、適切な漁場利用を図り、漁業生産の向上を目指すものです。ご了解いただければ、協定を締結をしたいと考えております。

なお、通常であれば、新潟、山形、秋田の3海区連絡協議会に合わせ、開催される両海区の入会協議会で、この協定の内容について確認等を行うのですが、今回の3海区協議会も書面開催になったことから、入会協議会は中止となりますので、ご了承下さい。

協定締結について、ご協議よろしく申し上げます。

○議長

ただ今の説明について、皆様の意見はございませんでしょうか。

○委員

（「ありません。」の声あり）

○議長

内容は変わらず、期間だけが更新ということで問題ないと思います。
みなさまよろしいでしょうか。

○委員

（「はい。」の声あり）

○議長

それでは、この内容で山形海区と書面による協定を締結することとします。事務局は、この後の事務手続きについてよろしく申し上げます。

議題4：新潟・山形・秋田3海区連絡協議会について（協議）

①照会事項について

②協議会の出席者について

○議長

それでは次に移ります。

議題（4）、協議事項「令和4年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会について」事務局より説明願います。

○事務局（斎藤）

それでは、説明いたします。資料4をご覧ください。資料確認の時にも触れましたが、3海区連絡協議会は、当初7月26日の午後に新潟市で開催するとの幹事の新潟海区事務局から連絡がありましたが、その後、書面会議に変更の連絡がありました。いずれ、昨年、一昨年同様、書面会議になっても、照会事項はとりまとめるとのことでした。

それでは、①の照会事項について説明をいたします。

照会事項については、例年、事務局で案を作成し、委員会で決めて頂いておりますが、今回も案を作成しましたのでご検討頂ければと思います。また、過去10年間の照会事項の一覧表を資料4の2枚目にまとめておりますので、事務局案以外にもありましたら提案頂ければと思います。

事務局案について簡単に説明いたします。資料4の1枚目をご覧ください（資料の「照会事項」、「提案理由」を読み上げ）。

破線以下は、秋田県の状況についての回答となっております。これについては、読み上げませんが、現在はこのような状況となっております。

次に、②の協議会の出席者についてですが、書面開催に変更になったことから、この協議は無しと言うことで、照会事項についてのみ協議申し上げます。

説明は以上です。

○議長

説明が終わりました。説明のとおり協議会は、昨年同様、書面開催ですが、資料のと

りまとめはあるようです。照会事項についても秋田海区としては「共同漁業権漁場の基点の位置の管理・確定」の事務局案について意見・質問等ありますか？また、他に照会等したいことがあったらお知らせください。

○委員（三浦）

斎藤さんの説明でよくわかって、大事なことだと思うので異論はありません。聞いて驚いたが、こういう大事なことについて全国的な統一的な基準がとられずにやられてきたのか。

○事務局（斎藤）

全国統一的な基準かどうかわかりませんが、隣県に照会すると、本県と同じような方法のようです。基点を定めてそこからの方向と距離で記載しています。

○委員（三浦）

基本的には同じようなやり方だが、具体的な方法について協議をしたいという趣旨でよいか。

○事務局（斎藤）

そのとおりでございます。

○委員（三浦）

了解です。

○議長

ほかにございませんか。事務局の案以外でこういうものを照会して欲しいなどありますか。特にないのであれば、いまの事務局案で照会事項として出すということによろしいでしょうか。

○委員

（「はい」の声）

○議長

秋田海区からの照会事項として出したいと思います。なお、協議会が書面決議になりましたので、海区から照会事項がいろいろ来るかと思いますが、事務局の方で昨年同様に対応をひとつよろしくお願いします。

○事務局（斎藤）

了解しました。

議題5：その他

① 秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について

○議長

それでは、議題（5）の「その他」に移ります。

始めに、①の「秋田県沖洋上風力発電設置にかかる経過状況等について」、事務局から説明してください。

○事務局（保坂）

事務局の保坂が説明します。

資料5をご覧ください。再エネ海域利用法のプロセスと本県沖の状況と書かれた資料になります。秋田県全体の進捗状況についてこちらにまとめております。

初めに、第1ラウンドの、「能代市、三種町及び男鹿市沖」と「由利本荘市沖」についてです。

昨年12月に事業者が決定しており、先週の新聞でご覧になった方もいるかもしれませんが、今月から事業者による海底地盤調査及び環境影響評価調査等が実施されております。

次に第2ラウンドの「八峰町及び能代沖」です。こちらは令和3年12月10日から公募が開始されましたが、今般のウクライナ情勢を踏まえ、再生可能エネルギーの早期導入を図るため、3月に国の公募占用指針が変更されております。

当初公募期間は、令和4年6月10日までとなっておりましたが、公募スケジュールを再設定するため、再度協議会を開催する予定と聞いております。

最後の3ラウンドの「男鹿市、潟上市及び秋田市沖」です。こちらは5月10日に第2回の協議会が開催されました。その際の資料の一部が資料5の3ページ以降です。協議会では、漁業影響と調査事例等について説明がありました。配付資料の内容の説明はいたしませんので、後ほどご覧ください。

なお、次回の第3回協議会で、漁業影響調査手法を示すことになり、八峰・能代沖の取りまとめを参考に、海面及び内水面漁業関係者を含めた検討を行っております。進捗状況については以上です。

○議長

説明が終わりました。ただ今の説明について、質問等ありますか。

○委員

(「ありません。」の声あり)

○議長

よろしいでしょうか。すこし資料が増えましたが、後ほどご覧になれば良いと思えます。よろしければ次に進みます。

② 全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について

○議長

続いてその他の②の「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（斎藤）

全国海区漁業調整委員会連合会、全漁調連の今年度の通常総会について報告します。全漁調連の総会は、新型コロナウイルスの関係で、令和2年、3年と書面決議で開催されました。

今年度の総会については、当初、仙台市で今月19日に開催する旨、全漁調連事務局から連絡があり、加藤会長に出席して頂くこととして準備していましたが、新型コロナウイルス感染症により、急遽、実際に集まる総会が中止になり、書面決議となりました。総会資料については、2日前に事務局に届き、本日、一式会長にお渡し、さきほど回答をしていただきました。

皆様には、総会資料の一部を資料5-2（当日配付）として配付しておりますのでご覧ください。

まず、3ページです。目次にあるように4つの議案について審議されています。このうち、特に重要と思われる、第3号議案「協議事項（中央要望活動）」について、4ページ以降に載せております。

第3号議案は、協議事項（中央要望活動）についてですが、いわゆる国へ提出する要望書の内容についての審議となります。この要望は、昨年度、全国の海区漁業調整委員会からの要望を、各ブロック会議経由で、全漁調連事務局がとりまとめ理事会で承認されたものとなります。

記載のとおり7つの大きな項目に分け作成されており、秋田海区からは、昨年度太平洋クロマグロの資源管理について要望したところですが、その内容が要望書に反映されています。くろまぐろについては11ページから記載していますが、くろまぐろ以外の要望も全て載っておりますので、参考にさせていただければと思います。

また、今後、来年度要望について、全漁調連日本海ブロックから照会があると思いますので、事前に要望したいことがありましたら、事務局までお知らせ頂けたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

簡単ですが、報告は以上となります。

○議長

3年ぶりに会議があるかと思いましたが、残念ながらありませんでした。ただいまの説明について、質問等がありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

なければ、いずれこれで承認された協議事項については、このあとどのような形になるかわかりませんが、要望することになると思います。またそれを受けながら来年度の要望についてはこの次の日本海ブロックの会議までに皆さんからご要望あれば出していきたいと考えています。

③ 漁業権切替・知事許可漁業更新に係る現地調査等について

○議長

続いて、その他の③の「漁業権切替・知事許可漁業更新に係る現地調査等について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

資料はありませんので、口頭にて説明いたします。

令和5年度に漁業権の一斉切替、知事許可漁業の一斉更新を迎えるにあたり、海区漁業調整委員の皆様にご協力をいただきたくお願い申し上げます。

令和2年12月に施行された改正漁業法では、漁業権及び漁業許可制度も一体的に見直されており、次の一斉切替、一斉更新は改正漁業法に基づく初めての手続きとなります。

改正漁業法に対応した漁業権切替にあたっては、漁場の適切かつ有効な利用と紛争の防止のため、利用されていない漁場や内容魚種の見直し、漁場区域の緯度経度の明示化など、関係する漁業協同組合や地区との調整が必要となります。

特に、共同漁業権漁場区域の境となる漁業基点が曖昧な部分が多く、地元漁業者への

聞き取りや現地調査等を今年度から進めていくことにしています。委員の皆様にも地元調整や現場立会いをお願いすることとなりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、知事許可漁業については、令和2年11月までに許可した漁業は、改正前の漁業法に基づき一斉更新をしておりますが、令和5年度の更新は、全て改正漁業法に基づいた手続きをする必要があります。

特に変わった点については、許可を行う場合、あらかじめ許可すべき数や漁業時期などの制限措置を定めて、海区漁業調整委員会の意見を聞いた上で、公示する必要があります。

すでに許可方針で許可枠が決まっている漁業もありますが、一斉更新までに、全ての漁業種類で許可枠を定め、許可枠が十分に活用されるような体制を構築する必要があります。

漁業者からは、新規漁業者が参入しやすいよう、許可漁業の制限や条件等の緩和の要望がある一方、緩和することによって、同一漁場や資源を利用している他の許可漁業とのトラブルが発生する可能性が心配されております。また、既存許可所有漁業者の反発により、新規許可を出すことが困難な場合もあり、結果的に、新規就業者の就業機会を奪ってしまう事態が生じる懸念もあります。

新規の許可を得た者が、既存漁業者との漁場利用上のトラブルが起きないように、操業上の協定を結ぶことで一定のルールに基づいた操業が出来るような体制を検討しております。委員の皆様にも地元調整等、ご協力をお願いいたします。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長

来年の更新に向けて、それぞれの地元で意見等出ていませんか。

○委員（工藤）

新しい漁業者を入りやすいようにすると既存の漁業者と揉めてだめになることがあり、調整が難しい。頑張ってください。それしかいえない。

自分たちの許可を意欲的な新しい漁業者の人に渡すと言っても、必ず関係する漁業種類の人たちが口を挟んでくる。新規参入者も入りやすい体制で県が考えてくれると助かる。

○議長

やっぱり漁業を継続発展させていくためには既存の人だけじゃなくて新しい人の参入をどんどん進めていかなければならず、既存の漁業者も含めて上手く進めていかなければならない。

○委員（工藤）

若い漁業者をどんどん増やしたい気持ちもあるが、既存の漁業者が反対するから絶対うまくいかない。県にも対策を考えて欲しい。

○議長

県も考えるが、漁業者も考えなければいけない。

○委員（工藤）

いや、県に考えてもらわないと、それこそ大臣許可漁業もあれば知事許可漁業もある。でも同じ漁場をみんな使っている。そうするとどうしても揉め事が起きる。

○議長

他のご意見はありますか。

○委員（大竹）

5年前に新しい漁業の要望があったと思いますが、今回は新しい現行の許可漁業にな
いようなものはありますか。試験操業から許可漁業に移るといったような調整が難儀し
そうなものはありますか。

○事務局（保坂）

2年前にもお伝えしたかもしれないが、たこかご漁業を新規漁業で行いたいという要
望は聞いています。たこつぼ漁業はあるが、たこかごとなるとタコ以外がとれる懸念や
操業区域の問題など課題が山積している状況です。現在、たこつぼ漁業は秋田県南部の
漁業者のみに許可を出していますが、それ以外の地域でも許可を出して欲しいというこ
とで、男鹿北部地区にて試験操業をして他の漁業との調整に支障がないか等検証をして
いるところです。

○議長

よろしいでしょうか。

○委員（大竹）

はい。

○議長

いずれ事務局がいったように更新に向けてまた海区としていろんな協議をすることに
なりますが、皆様方のご協力をよろしくお願いします。

他になればこれで終わりとなります。

④ その他

○議長

それでは、④の「その他」ですが、委員の皆さんから何かありますか。

○委員

（発言なし）

○議長

事務局からは。

○事務局（斎藤）

ありません。

○議長

それでは、議事を終了します。

8 その他

○議長

続きまして、次第の4の「その他」ですが、委員の皆さん何かありますか？

○委員

（発言なし）

○議長

事務局からは何かありますか。

○事務局（斎藤）

1件あります。

（メール等による委員会開催日の事前連絡についての説明）

○議長

委員会の案内をできるだけ早くお伝えしたいということで委員の皆様から聞き取りをするということです。

何か聞きたいことはありますか。

○委員

（発言なし）

9 閉会

○議長

他になければ、これで第22期第8回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了